

平成 22 年 8 月 30 日

各 位

東京都中央区新川一丁目 17 番 24 号  
サムシングホールディングス株式会社  
代表取締役社長 前 俊守  
(コード番号：1408 大証ヘラクレス)  
問合せ先：取締役管理本部長 笠原 篤  
(電話番号：03 - 5566 - 5555)  
(<http://www.sthd.co.jp/>)

## 決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成22年8月30日開催の臨時取締役会において、平成22年11月下旬開催予定の第11回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり、決算期（事業年度の末日）の変更を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

当社グループの事業の繁忙期と決算事務手続きの時期が重なることを回避し、経営全般にわたってより効率的な事業運営と管理を行うため、事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更するものであります。

なお、グループ経営の効率化の観点から、連結子会社についても同様の変更を行う予定であります。

#### 2. 決算期変更案

現 在 毎年 8 月 31 日

変更後 毎年 12 月 31 日

決算期変更の経過期間となる第12期は、平成22年9月1日から平成22年12月31日までの4か月決算となる予定です。

#### 3. 定款変更の内容(下線部分は、変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(基準日) 第9条 当社は、毎年 <u>8月</u> 31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	(基準日) 第9条 当社は、毎年 <u>12月</u> 31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2 (条文記載省略)	2 (現行どおり)

<p>(事業年度)</p> <p>第 45 条 当会社の事業年度は、毎年<u>9月1日</u>から<u>翌年8月31日</u>までとする。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第 45 条 当会社の事業年度は、毎年<u>1月1日</u>から<u>12月31日</u>までとする。</p>
<p>(期末配当金)</p> <p>第 46 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年<u>8月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p>	<p>(期末配当金)</p> <p>第 46 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年<u>12月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p>
<p>(中間配当金)</p> <p>第 47 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年<u>2月末日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p>	<p>(中間配当金)</p> <p>第 47 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年<u>6月末日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 1 条 第 45 条(事業年度)の規定にかかわらず、平成 22 年 9 月 1 日から始まる第 12 期事業年度は、12 月 31 日までの 4 ヶ月とする。なお、本附則は、第 12 期事業年度経過後にこれを削除する。</u></p>

#### 4. 日程

当社第11回定時株主総会開催日：平成22年11月26日予定

定款変更の効力発生日：同上

#### 5. 今後の見通し

第 12 期（平成 22 年 9 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日まで）の業績見通しにつきましては、平成 22 年 10 月中旬に開示予定の第 11 期（平成 21 年 9 月 1 日から平成 22 年 8 月 31 日まで）決算短信において公表する予定です。

以上